

### 第 3 1 号議案

豊川市営住宅条例の一部改正について

豊川市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 2 1 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市営住宅条例の一部を改正する条例

豊川市営住宅条例（平成 9 年豊川市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 1 条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「未納の家賃又は市営住宅に係る損害賠償金」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務」に、「これらと当該敷金とを相殺することができる」を「敷金の額から当該債務の額を控除するものとする」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 市長は、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市長に対し、敷金をその債務の弁済に充てることを請求することができない。

第 4 2 条第 1 項第 3 号中「<sup>き</sup>毀損」を「毀損」に改め、同条第 3 項中「年 5 分の割合」を「法定利率」に改める。

附則第 1 7 項中「平成 3 4 年 3 月 3 1 日」を「令和 4 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊川市営住宅条例第 4 2 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に到来した支払期に係る利息について適用し、この条例の施行の日前に到来した支払期に係る利息については、なお従前の例による。

## 理 由

この案を提出するのは、民法及び公営住宅法の一部改正に伴い、市営住宅に係る敷金の取扱いを明確化するとともに、不正の行為によって入居した者に明渡請求をした際の徴収金に係る利息の率を改定し、併せて所要の規定の整備を行う必要があるからである。